

国民からの「高速道路で四国方面から備北及び山陰方面へ向かう場合、尾道市内の道路案内標識が分かりにくい」という声を受けて、道路管理者へあっせん！

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

中国四国管区行政評価局（局長：水^{みづ}上^{かみ} 保^{たもつ}）は、下記の行政相談を受け、道路案内標識の状況についての現地調査を行い、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議に諮り、その意見を踏まえて、平成 29 年 8 月 31 日、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社に対し、あっせんしました。

【本件のきっかけとなった行政相談の要旨】

広島県北東部の備北及び山陰方面から四国方面へ向かう場合、「中国やまなみ街道」(※1)及び「しまなみ海道」(※2)を通行するが、尾道市内の案内標識に「しまなみ海道」の文字及び方向が表示されているため、四国方面に向かっていることが分かりやすい。

しかし、四国方面（「しまなみ海道」）から備北及び山陰方面（「中国やまなみ街道」）に向かう場合、尾道市内の案内標識に「中国やまなみ街道」の一部である「尾道道」の表示はあるが、備北及び山陰方面の表示がないため、同方面に向かっていることが分かりにくい。

尾道道を經由して備北及び山陰方面へ行けることが分かるような案内をしてほしい。

※1：「中国やまなみ街道」は、広島県尾道市と島根県松江市を結ぶ「中国横断自動車道尾道松江線」の愛称である。同線は、尾道市と広島県三次市を結ぶ「尾道自動車道（尾道道）」及び三次市と松江市を結ぶ「松江自動車道（松江道）」から成っている。

※2：「しまなみ海道」は、尾道市と愛媛県今治市を結ぶ「西瀬戸自動車道」の愛称である。

【行政苦情救済推進会議の座長取りまとめ結果（H28.8.5）】

- ① 広島県尾道市内において、四国方面から備北及び山陰方面への案内が分かりにくい現状が認められる。
- ② このため、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社は、交通の安全と円滑を図る観点から、「西瀬戸尾道インターチェンジ（以下「IC」という。）」から「山陽自動車道尾道ジャンクション（以下「JCT」という。）」までの区間について、利用者に分かりやすい案内を行う必要がある。



- 座長取りまとめ結果を受け、当局は、各道路管理者に対して、交通の安全と円滑を図る観点から、四国方面から備北及び山陰方面に進行する際の、より一層分かりやすい案内標識を検討するようあっせん。

【あっせん内容】

中国地方整備局、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社は、交通の安全と円滑を図る観点から、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」（資料1参照）に定められた高速道路の路線番号を案内する標識の更新の際には、案内標識への表示等、より一層分かりやすい道路案内について検討するとともに、案内標識が更新されるまでの間、補完標識（※3）の設置等により、「西瀬戸尾道IC」から「山陽自動車道尾道JCT」までの区間（四国方面から備北及び山陰方面への進行方向）における備北（三次等）及び山陰（松江等）方面への道路案内を行う必要がある。

- ◆行政苦情救済推進会議： 行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置（座長は、片木 晴彦 広島大学大学院法務研究科教授）

※3：補完標識とは、道路管理者が必要と判断した場合、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号）及び「道路標識設置基準」（昭和61年11月1日付け都街発第32号道企発第50号建設省都市局長・道路局長通知）に基づくもの以外に、案内標識を補完するために設置する標識のことをいう。

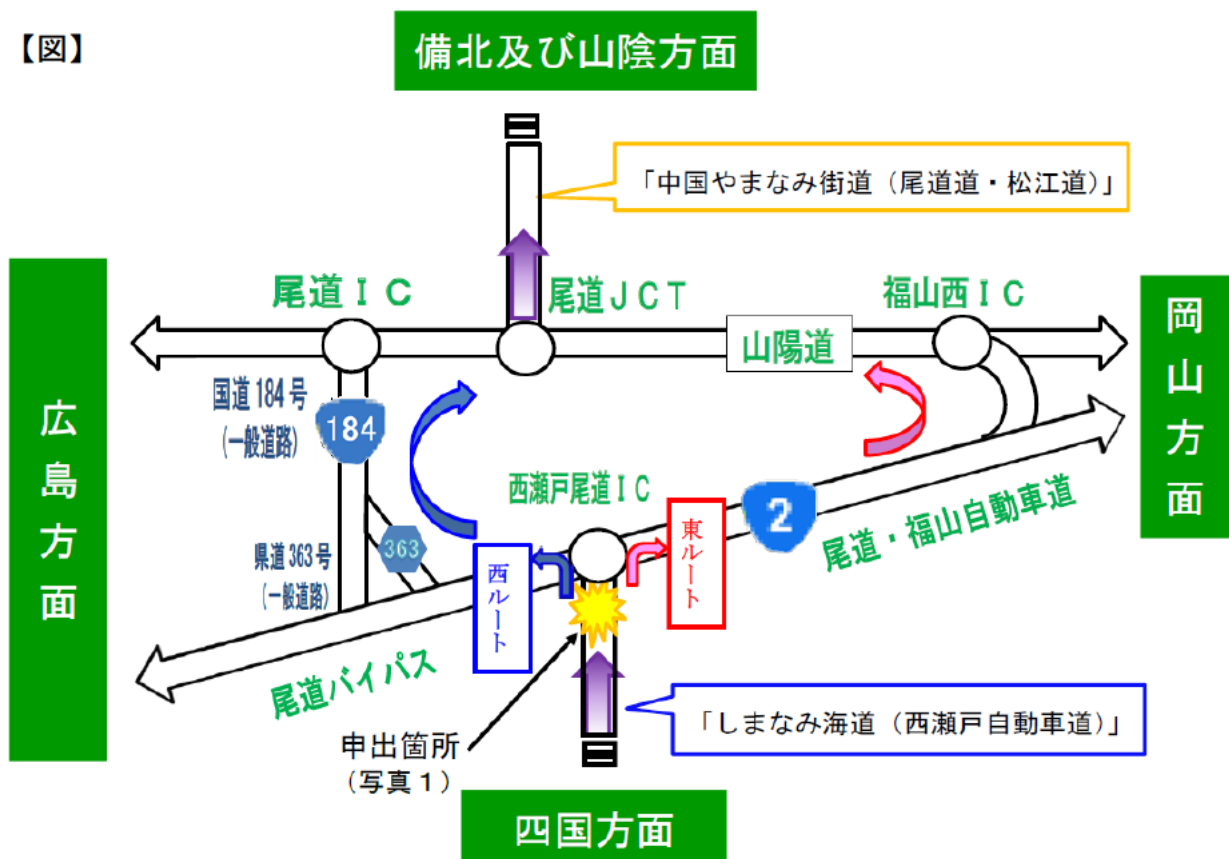
1 当局の調査結果

(1) 「しまなみ海道」と「中国やまなみ街道」の接続状況

「しまなみ海道」と「中国やまなみ街道」は、尾道市内において、山陽自動車道（以下「山陽道」という。）、一般国道自動車専用道路尾道福山自動車道（以下「尾道・福山自動車道」という。）、尾道バイパス等を介して接続している。

四国方面から備北及び山陰方面へ向かう場合、下図のとおり、主なルートとして福山西IC経由の東ルートと尾道IC経由の西ルートがあり、案内標識では東ルートが案内されている（備北及び山陰方面から四国方面へ向かう場合も東ルートを案内）。

【図】



（注）広域図は資料2のとおり

(2) 尾道市内における案内標識等の設置状況

四国方面から備北及び山陰方面へ向かうルート（西瀬戸自動車道・西瀬戸尾道 I C 手前から山陽道・福山西 I C 付近）に設置された案内標識には、中国横断自動車道尾道松江線の道路名である「尾道道」は表示されているものの、同じく道路名である「松江道」や備北及び山陰方面（三次、松江）の表示はない（写真 1）。

（写真 1）四国方面から備北及び山陰方面へ進行する場合の案内



一方、備北及び山陰方面から四国方面に向かうルート（山陽道・尾道 J C T 付近から西瀬戸自動車道・西瀬戸尾道 I C 付近）に設置された案内標識等には、西瀬戸自動車道の愛称である「しまなみ海道」や「今治（四国）」が表示されている（写真 2）。

（写真 2）備北及び山陰方面から四国方面へ進行する場合の案内



2 行政苦情救済推進会議の意見

- ① 備北及び山陰方面から四国方面へ進行する場合（「尾道道」から「しまなみ海道」に向かう場合）、案内標識で「しまなみ海道」を表示するとともに、補完標識で「今治（四国）」と表示していることから、「しまなみ海道」を利用すれば四国方面に行けることが分かるということは理解できる。
- ② 一方、四国方面から備北及び山陰方面へ進行する場合、西瀬戸尾道 I C 付近の案内標識に「尾道道」と表示されているが、これだけでは、他県の者には山陰方面へ行けることは分からないと思われる。
- ③ 個人的には「やまなみ」と聞けば、九州の「やまなみハイウェイ」（大分県～熊本県）を思い浮かべる。「中国やまなみ街道」は、広島県や島根県の一部では認知されているかもしれないが、それ以外の地域では、認知度は低いと感じており、評価局の調査結果（※4）においても認知度が低いのであれば、「中国やまなみ街道」を案内するより、具体的にどこに行けるのか、終点がイメージできる表示があったほうがよいのではないか。
- ④ 「尾道道」の表示と併せて、例えば「三次・松江」と表示した補完標識等があれば、「尾道道」を利用すれば備北及び山陰方面に行けることがよく分かるようになるのではないか。

※4：中国四国管区行政評価局管内の行政相談委員（定数 435 人）に対して、「しまなみ海道」、「中国やまなみ街道」及び「尾道道」の認知度についてアンケート調査を実施した結果（回収率 81.4%）、「中国やまなみ街道」を知っていると回答した委員は最も低い 47%（「しまなみ海道」94%、「尾道道」62%）であった。

なお、行政相談委員とは、総務大臣から委嘱された民間有識者で、国民の身近な相談相手として、行政に関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問合せなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を無報酬で行っている。

総務省中国四国管区行政評価局

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>



【本件照会先】

首席行政相談官 杉山 信政

行政相談官 筒井 恒次

電 話：082-228-6174 F A X：082-228-4955

E-mail：

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html>

資料 1

○「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の一部改正

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 45 条により、道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識等を設けなければならないとされており、道路標識に関し必要な事項（様式、設置場所等）は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び「道路標識設置基準」により定められている。

国土交通省は、訪日外国人をはじめ、すべての利用者に分かりやすい道路案内の実現を目指す「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言」（平成 28 年 10 月 24 日）を受け、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の一部改正（「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」（平成 29 年内閣府・国土交通省令第 1 号））を行い、平成 29 年 2 月 14 日に施行している。

この改正では、i) 「高速道路番号」の標識の新設（図 1 参照）、ii) 一般道路上の案内標識における高速道路の表示方法の変更（高速道路番号の表示）等が盛り込まれており、今後、順次、道路案内標識は更新されることとなる。

図 1

「高速道路番号」の標識の新設

高速道路の路線番号を案内する標識を新設します。



「高速道路番号」（118-3）

なお、しまなみ海道及び尾道・福山自動車道の高速道路番号は E 76（図 2 参照）、山陽道は E 2、尾道道及び松江道は E 54 となる。

図 2

案内標識への「高速道路番号」の表示（イメージ）



中国やまなみ街道、しまなみ海道広域図

